

○茨城県立医療大学保健室利用要項

〔平成7年4月6日
第1回教授会〕

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の保健室の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学生及び教職員の健康を管理し、その心身の健全な維持を図るため保健室を設置する。

(設備)

第3条 保健室には、健康診断、健康相談に必要な器具及び発病・事故等の救急処置に対処するためのベッド及び救急薬品・器材等を常備するものとする。

(利用者の範囲)

第4条 保健室を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員（非常勤の教職員及び臨時の職員を含む。）
- (2) 本学の学生（研究生、科目等履修生等を含む。）
- (3) その他緊急に手当等を必要とする者

(利用)

第5条 保健室は、救急処置、休養、健康相談等のために利用できる。

2 保健室の利用状況を記載するため、保健室利用簿を備えるものとする。

3 保健室は清潔に保持し、利用後は整理・整頓に努めなければならない。

(救急薬品等の貸出)

第6条 学外における教育研究活動及び学生の課外活動等に救急薬品等が必要な場合は、保健室備え付けの救急薬品等を貸し出すことができる。

2 貸出しを受けた救急薬品等は適正に管理し、使用後はすみやかに返納するとともに、薬品等の使用状況を保健室利用簿に記載しなければならない。

(事務)

第7条 保健室の利用に関する事務は、事務局教務課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、保健室の利用に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、平成7年4月1日から施行する。